

1 当社と郵便局との関係

HP参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

HP参照

郵便局の情報については、郵便局のホームページをご覧ください。

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。
郵便局に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの「郵便局」に委託しています。



2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人

当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申込みに対して**当社が承諾したときに成立します。**
- 契約が成立したときには、**申込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に「**保険証券**」を郵送します。
- 基本契約または特約の復活などをする場合にも、原則、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- ご契約者の変更など



無配当疾病傷害入院特約を付加したお客さまへ

3 健康状態などの告知

■ 約款参照

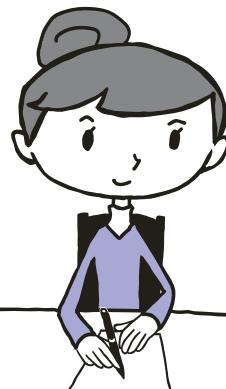
疾病傷害入院特約
〔第20～22条〕

申込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶ 1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関する、当社が「質問表（告知書）」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入（告知）していただく必要があります。

正しく告知をしないと…。



⚠ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）**①**には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

▶ 2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表（告知書）」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日**②**（復活のときは復活日。以下同じ。）を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することができます。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、特約保険金の支払事由や特約保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、特約を解除することができます。この場合、原則として特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに特約保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、特約保険料の払込みを請求します。
- 特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

■ ①しおり13P参照

「当社の商品を取り扱う生命保険募集人」

■ ②しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始」

⚠ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、責任開始の日を含めて2年を経過していても、詐欺による取消しを理由として、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除ができないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症（過去にかかったことのある病気）、現在症（治療中の病気）などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。
- この場合、すでに払い込んだ特約保険料は返しません。

当社が特約を解除できない例

- ① 生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ② 生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③ 当社が解除の原因を知ったときから1か月間特約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は特約を解除することができます。

▶ 3 傷病歴などがある方でも 契約を引受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知した場合には、特約の申込みを引受けできないときもありますが、告知内容によっては引受けできるときもあります。
- 当社では、慢性疾患の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした「特定養老保険」を販売していますので、ご検討ください。

4 年金・特約保険金の加入限度額

■ 約款参照

即時定期約款「第6条」、据置定期約款「第13条」、災害特約「第18条」、傷害入院特約「第19条」、疾病傷害入院特約「第24条」

■ ①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構^②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

■ ②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人 (<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

■ HP参照

平成26年7月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社ホームページ (<http://www.jplife.japanpost.jp/>) で確認してください。

加入限度額の範囲内で申込みください。

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる基本年金額の合計や特約保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」^①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる基本年金額の合計や特約保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の基本年金額の合計や特約保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申込みがあったときは、その申込みは引受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することができます。

(1) 年金の加入限度額

- 年金の加入限度額は、被保険者1人について年額の合計90万円です(終身年金保険(遙増型)(※)においては初年度基本年金額、終身年金保険(定額型)(※)および定期年金保険においては、基本年金額により算定します。)。
- 上記金額には、夫婦年金保険(※)および夫婦年金保険付夫婦保険(※)の配偶者である被保険者にかかる額は含みません。

(2) 特約の加入限度額

- 災害特約、災害特約(学資保険(H24)用)および介護特約(※)…合わせて1,000万円
- 入院特約(傷害入院特約(※)、疾病入院特約(※)、疾病傷害入院特約(※)、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用))…災害特約、災害特約(学資保険(H24)用)および介護特約(※)とは別に、合わせて1,000万円

- 上記は、法令で定める加入限度額のしくみを説明したものです。そのため、当社が定めるところにより、被保険者の年齢や保険種類によっては、加入できない場合や上記以外に加入できる基本年金額または特約保険金額に一定の制限があります。
- (※)の保険商品(特約)は、現在、販売していません。

5 契約の保障（責任）の開始

当社が契約の申込みを承諾したときには、「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」が完了したとき（無配当疾病傷害入院特約を付加する場合は「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」および「告知」がともに完了したとき）から、当社は年金や特約保険金の支払いなどの契約上の保障（責任）を開始します。

申込みをしただけでは保障は開始されません。

約款参照

即時定期約款・据置定期約款「第2章」、特約「第4章」

●保険契約は、お客さまからの申込みに対して**当社が承諾したときに成立します。**

●当社が契約の申込みを承諾したときには**「承諾の通知」**に代えて、ご契約者に**「保険証券」**①を郵送します。

●**保障（責任）の開始時の例（無配当疾病傷害入院特約を付加する場合）**

【事例1】



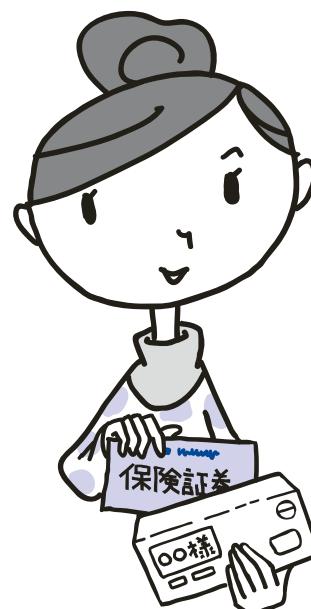
【事例2】



(注1) 「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込んだ場合、第1回保険料（第1回保険料相当額）の受領時は以下の時となります。

クレジットカードや デビットカードの場合	当社端末機で手続き をした時
金融機関の払込票の 場合	当社の指定口座に着 金した時

(注2) 上記の「第1回保険料（第1回保険料相当額）」は、「据置定期年金保険（保険料分割払）」の場合の説明です。「即時定期年金保険」および「据置定期年金保険（保険料一時払）」の場合は、「一時払保険料（一時払保険料相当額）」と読み替えます。以下、同じです。

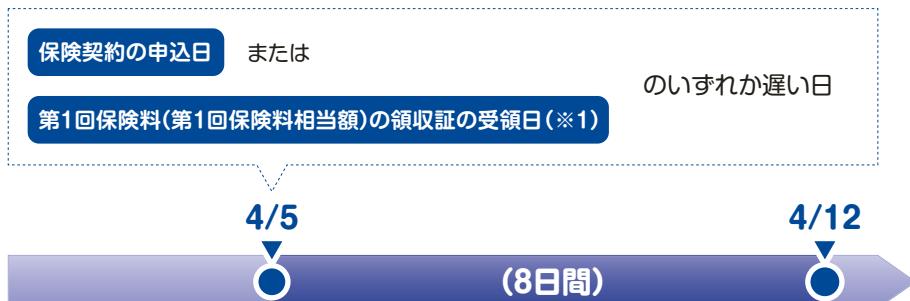


6 クーリング・オフ制度

申込日から8日以内であれば、契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」（※1）のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知**により、契約の申込みを撤回（契約成立後は解除。以下、このページでは「撤回など」といいます。）できます。
- 申込みの撤回などがあったときは、すでに払い込んだ保険料は申込者またはご契約者に返します。
- なお、保険証券が到着したときは、郵便局または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

（※1）第1回保険料（第1回保険料相当額）を「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込んだ場合は、申込みの際に交付する「当社所定の用紙（保険契約申込受付証）」の受領日となります。

⚠ ご注意

- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

- 契約の申込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

①来店の方法

以下のものを持参の上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
 - イ 印章(申込時に使用したもの)
 - ウ 申込内容を確認できるもの
(保険契約申込書(お客さま控え)、第1回保険料(第1回保険料相当額)の領収証(※2)など)

(※2) 第1回保険料(第1回保険料相当額)を「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込んだ場合は、申込みの際に交付する「当社所定の用紙(保険契約申込受付証)」



②郵送の方法

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「8日以内の消印のあるものが有効」となります。

[クーリング・オフはがき記入例]

すでに保険証券が届いているときは、記載してください。

申込みをした郵便局または申込みをした当社の支店に郵送してください。

申込書に押印したものと同じ印を押印してください。

はがきを郵送する日付を記載してください。

7 現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約・減額して、新たな契約の申込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠ ご注意

- 現在の契約について解約または保険金額・年金額を減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額となります。特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
- 告知が必要な新たな契約の申込みをするときは、一般的の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより、新たな契約の引受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取消となることがあります。

①しおり14P参照

「健康状態などの告知」



8 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際には協力を願いします。

9 申込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表（告知書）は本人が記入してください。

- 申込書、質問表（告知書）①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。



①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

▶ 2 特約死亡保険金受取人、指定代理請求人②を指定してください。

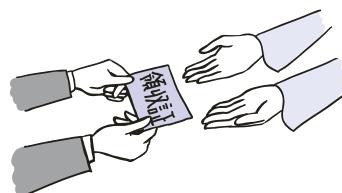
- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申込みの際には、特約死亡保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

②しおり26P参照

「指定代理請求制度」

▶ 3 保険料領収証をお受取りください。

- 保険料を「現金」で払い込むときには、「当社所定の領収証」③（当社の社名が印刷されたもの）をお受取りください。
- 第1回保険料（第1回保険料相当額）を「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込むときには、申込みの際に「当社所定の用紙（保険契約申込受付証）」を交付します。この場合、当社からは別に保険料領収証は発行しません。



③しおり44P参照

「保険料の払込方法」

▶ 4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」④が届いたら、申込内容と違いかないか確認してください。

⚠ ご注意

- 次の場合は、かんぽコールセンター 0120-552-950 にご連絡ください。

- ① 「告知」に関して、不明な点があるとき
- ② 万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモで預かったとき
- ③ 「保険証券」や「ご契約内容のお知らせ」が、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

④しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始」